

1. 議決権 2. 弾劾裁判権 3. 国政調査権 4. 違憲審査権

1. 投票用紙に、辞めさせたい裁判官の氏名だけを記入する

2. 裁判官の氏名の上の欄に、×印を記入する

3. 裁判官の氏名の上の欄に、辞めさせたい理由を記入する

4. 裁判官の氏名の上の欄に、○印を記入する

1. 条約の締結権は国会にあり、内閣はその交渉の事務作業のみを代行する機関である。

2. 条約の承認については衆議院のみの議決で成立し、参議院での審議は行われない。

3. 国会で承認された条約は、最高裁判所の長官が署名することで最終的に発効する。

4. 内閣は条約を締結する際、原則として事前に承認を得るべきだが、緊急時など状況に応じて事後の承認でもよい。

1. 内閣の指示に従い、憲法及び法律にのみ拘束される

(2026年 鹿児島県公立入試 類似)

1. 内閣総理大臣は国会議員の中から指名され、さらに国務大臣の過半数が国会議員で構成される仕組み。	2. 国会が制定した法律を、内閣が裁判所の許可なく執行できる仕組み。	3. 国務大臣の全員を衆議院議員から選出することで、衆議院の優越を徹底する仕組み。	4. 内閣総理大臣が最高裁判所の長官を指名し、司法との独立性を保つ仕組み。
---	------------------------------------	---	---------------------------------------

1. 裁判官の弾劾裁判 2. 内閣不信任の決議 3. 違憲審査制の適用 4. 最高裁判所長官の指名

岩手県公立入試 類似)

1. 最高裁判所が行う違憲審査の回数を増やし、基本的人権を保護するため。	2. 司法に対する国民の理解と信頼を深め、国民の視点や感覚を裁判に反映させるため。	3. 民事裁判におけるトラブルを、国民同士の話し合いで簡易に解決するため。	4. 裁判官や弁護士不足を補い、裁判にかかる時間や費用を減らすため。
--------------------------------------	---	---------------------------------------	------------------------------------

1. 内閣総理大臣の指名、法律案の議決、予算の作成 2. 弾劾裁判所の設置、裁判官の罷免、最高裁判所長官の指名 3. 証人の出頭、証言の請求、記録の提出の要求 4. 参議院の緊急集会の招集、内閣不信任案の決議、条約の調印

1. 天皇が自らの考えで改正内容を修正した後、国民に周知させる行為。 2. 国会による改正の発議に対し、天皇が拒否権を行使できる仕組み。 3. 内閣が決定した内容に対し、天皇が助言を与えることで成立させる行為。 4. 内閣の助言と承認に基づき、国民に対して憲法改正を広く知らせる形式的な行為。

1. まず本会議で法律案の可否を決定し、可決されたものについてのみ委員会で具体的な条文を修正する。

2. 議長から付託された法律案を、まず委員会で専門的に審議し、その結果をもとに本会議で採決する。

3. すべての法律案はまず内閣で成立させ、委員会や本会議は国民への説明の場としてのみ機能する。

4. 法律案はまず公聴会で国民の投票にかけ、その後に委員会を通さず本会議で議決する。

1. 内閣は予算案を提出する権限はあるが、法律案を国会に提出する権限は憲法上認められていない。

2. 内閣が提出した法律案が衆議院で否決された場合、最高裁判所が最終的な成立の可否を判断する。

3. 内閣が提出した法律案は、国会での審議を省略して、天皇の公布によって直ちに成立する。

4. 内閣から提出された法律案は、衆議院と参議院の両議院で審議され、可決されることで法律となる。

1. 本会議 2. 公聴会 3. 閣議 4. 委員会

(2022年 大阪府公立入試 類似)

1. 国の独立と安全を守ることを主たる任務とする組織が、その組織力や装備を活かして人命救助や生活支援を行う活動。	2. 犯罪の捜査や交通の安全確保を主たる任務とする組織が、都道府県の枠を超えて全国の避難所運営をすべて代行する活動。	3. 火災の予防や鎮火を主たる任務とする組織が、国の要請を待たずに海外の紛争地へ直接赴き復興支援を行う活動。	4. 海上の治安維持を主たる任務とする組織が、内陸部の被災地において仮設住宅の建設や都市計画の策定を主導する活動。
--	--	--	---